

REVLON

第三者行動規範

レブロンは象徴的なブランドを構築し、化粧品業界のパイオニアとしてまたトレンド・セッターとして名声を確立しています。当社の成功は、当社の価値観の直接的な結果であり、当社が行うすべてのことにおけるインテグリティの証しです。

当社は、当社がどのように事業を遂行するかが、達成する結果と同じく重要であると信じる企業です。

当社のグローバルな成長は、当社のブランド、高品質の製品、そして当社のサプライヤー、ビジネスパートナー、その他第三者とのパートナーシップ、および当社が事業を行う地域社会への敬意に対する消費者からの信頼の上に成り立っています。とりわけ、当社は自らの事業を、持続的に、責任を持って成長させていくという目標を設定しています。

レブロンおよびそのビューティー・ポートフォリオの傘下にあるすべてのブランドは、倫理的ビジネス慣行およびすべての適用法を完全に順守するよう取り組んでいます。また当社は、製品およびサービスのベンダーおよびサプライヤー、顧客およびビジネスパートナー、ライセンサー、第三者製造業者、エージェントおよびその他の代理人、コンサルタント、およびその他の第三者(総称して、「第三者パートナー」)にも同様に重点的な取り組みを行うことを期待しています。

当社は、貴社が、レブロンと取引を行う条件として、当社とのビジネス関係に適用される範囲で、この第三者行動規範を厳密に順守することを要求します。さらに当社は、当社の第三者パートナーに、この第三者行動規範がその組織全体に伝達され、レブロンと共に仕事をするそのすべての従業員および下請業者に徹底されるよう適切な措置を取ることを要求します。

レブロンは、必要に応じて第三者パートナーと協力し、これらの者が第三者行動規範の意図と要件を完全に理解するよう取り計らいます。

この第三者行動規範の違反を知り、またはその懸念を抱いた場合は、Eメール(compliance@revlon.com)でレブロン宛に速やかに報告をしなければなりません。

法の順守

レブロンと取引をする第三者パートナーとして、貴社には最高の倫理基準の実践が期待されており、また貴社の所在国で適用される法律、規則および規制、および貴社がレブロンと、もしくはレブロンの代理として、または当社の製品に関連してビジネスを行っているその他すべての国で適用される法律、規則および規制を順守することが要求されています。これには、贈収賄防止および腐敗行為防止、マネーロンダリング防止およびテロ防止、反トラストおよび反競争、データのプライバシーおよび保護、サイバーセキュリティ、環境および安全衛生、労働および雇用、製品製造、製品の品質および安全性、輸出入、ならびに製品登録に関する法律が含まれますが、これらに限定されません。現地または業界の慣行が現地の法的要件より厳しい場合には、より厳しい基準に準じる必要があります。法律とレブロン第三者行動規範が矛盾する場合は、第三者パートナーはこの第三者行動規範の基本原則を満たすよう努力する一方で、法律を順守しなければなりません。

レブロンは米国企業として、当社の第三者パートナーに対し、この第三者行動規範に概略が説明された、または別途書面で同意されたレブロンの事業または製品に関連する特定の米国の法の順守を要求することもあります。

贈収賄、腐敗行為および不適切な贈答

キックバック、賄賂もしくは不適切な贈答品または一切の種類の不正利得の授受は固く禁止されています。レブロンは、当社の第三者パートナーに対し、米国海外腐敗行為防止法および英国贈収賄防止法を含むがそれらに限定されない、贈収賄防止および腐敗行為防止関連法規を常に順守することを要求します。

これらの法律に基づき、レブロンは第三者パートナーが以下を行うことを固く禁じています：レブロンの代理として、またはレブロンの事業に関連して、新規取引を獲得もしくは既存の取引を維持するために不適切な便宜を得る目的で、および／またはあらゆる公的手続きまたはビジネス上の決定に不適切な影響を及ぼす目的で、直接的または間接的であるかを問わず、一切の支払い、贈答品（現金およびギフトカードなどの現金同等贈答品を含む）、接待、食事、旅行、個人所有物の使用、雇用、過分の支払いまたは割引、慈善寄付または政治献金、レブロンの製品またはその他一切の有価物の約束、申し出、授受、または提供／その幫助。この禁止条項は、政府役人、政府機関や政府が所有または支配する事業体の職員、または民間の個人や企業に対して提供される有価物にも適用されます。レブロンは、同様に、現地法で明示的に認められていない、また正式な領収書の裏付けがない支払いおよびファシリテーションペイメントの処理も禁止します。

第三者パートナーは、贈収賄を防止するためのシステムを整備するとともに、適用される贈収賄防止法、腐敗行為防止法、マネーロンダリング防止法、およびテロ防止法を順守しなければなりません。

反トラスト法および競争法

レブロンは、当社の第三者パートナーに、世界中で適用されるすべての反トラスト法および競争法を完全に順守し、公正かつ積極的な競争を通じて事業を行うことを要求します。これらの法律は反競争的行為を禁止し、消費者の利益のために自由かつ公正な競争を促進することを目的としています。禁止される行動には、自由な商取引、違法な再販価格の維持、競合他社間での秘密情報の交換、共同行為による取引拒絶、違法な価格差別および支配的な市場地位の乱用などを制限する合意や理解が含まれますが、これらに限定されません。また、第三者パートナーは、正確かつ誠実な広告を含む公正なビジネス慣行を採用する必要があります。

国際取引規制

レブロンは、自らが事業を行っている国で適用される取引規制／貿易条例を常に順守しなければなりません。さらに、貴社には、世界のどこで事業をしているかにかかわらず、レブロンは、レブロン製品に関連する米国の取引規制およびその他の適用される国際商取引法（欧州、英国などの商取引関連法）の順守が求められます。

レブロンは、米国の通商関連法およびその他の適用される国際商取引法に従い、北朝鮮、シリア、キューバ、イラン、クリミア地域、ドネツクおよびルガンスクを含むがそれらに限られない国々に対して、直接的または間接的に事業活動（製品の製造、流通または販売を含みますがこれに限定されません）を行うことが禁止されています。その他の重大な制裁リスクおよび輸出管理の対象となる国や地域には、アフガニスタン、ベラルーシ、中国、ミャンマー、ロシア、ベネズエラ、西岸およびガザ地区、イエメンが含まれますがこれらに限定されません。このため、制裁リスクおよび／または輸出管理の対象地域（上記のリストに列挙された国が含まれますがこれらに限定されません）でレブロンは代理として事業活動を行う前に、貴社はかかる事業活動を行うにあたって米国の通商関連法を順守することを確約し、その確証としてレブロンから書面の事前承認を得なければなりません。

さらに、貴社は特に米国政府による制裁措置の対象であるすべての個人または事業体との間で、レブロンは代理として、またはレブロンに関連して一切の事業活動を行うことが禁じられています。この義務を満たすために、また米国の輸出禁止国ならびに重大な制裁リスクおよび輸出管理の対象となる領域と地域が随時変更されうることを了解したうえで、貴社はかかる個人や事業体を採用する前に、自身のリソースを使用してこれらに対するデューデリジェンスを実施する責任を負います。このリソースには下記のアドレスで閲覧できるオンラインリソースが含まれますがこれらに限定されません：<https://sanctionssearch.ofac.treas.gov/>および<http://apps.export.gov/csl-search#/csl-search>。

また、米国の取引規制により、レブロンおよび当社の第三者パートナーには、レブロン[®]の事業に関連して、オンライン（<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/Programs.aspx>）で入手可能な各国ごとの制裁を順守し、米国政府によって認可されていないボイコットへの参加を拒否することが求められます。

反ボイコットの順守に関する追加情報は、オンライン（<https://www.bis.doc.gov/index.php>）で入手することができます。

ライセンス

第三者パートナーには、当社に供給する商品およびサービスについて、すべての必要なライセンス、許可、証明書、ならびにその他の政府認可や登録を維持することが求められます。

会計帳簿および記録の正確性

レブロンは、当社の第三者パートナーに対し、レブロン[®]の事業に関する正確な会計帳簿および記録を維持することを要求します。第三者パートナーに発生する費用に関しては、有効で詳細な文書による裏付けがあり、書面でその払い戻しが明確に確認されている場合またはその他レブロンから書面で事前承認を得ている場合を除き、その払い戻しは行いません。レブロンは、コンプライアンスの確保を目的に、随時、当社の第三者パートナーの会計帳簿および記録の監査を要求することがあります。

利益相反

当社の第三者パートナーには、レブロンとの取引、レブロン[®]の代理としての事業活動、または当社の事業に関連する一切の事柄において、すべての利益相反および潜在的な利益相反の兆候が発生しうる状況を回避することが求められます。すべての潜在的な利益相反は、関連する事業活動を進める前に、レブロン[®]のコンプライアンス部門への開示を行った上で承認を得なければなりません。

人権

レブロンは、人権の保護に全面的に取り組んでおり、違法児童労働の使用、強制労働、およびその他あらゆる形態の人的搾取や労働者への容認不可能な待遇に強く反対します。レブロンは貴社に対し、国際労働基準を支持し、労働者が敬意と尊厳を持って処遇され、あらゆる身体的、言語的、精神的、または性的虐待や職権乱用から保護されることを目的としたすべての適用法を順守することを求めます。レブロンは、人権を尊重し、従業員にとって公正な組織とのみ取引を行います。

レブロンは、当社の第三者パートナーが以下のいずれにも関与することを禁止します。

- 現地の法律で定められている強制労働、重労働、囚人労働の使用
- 児童労働の使用、または15歳（あるいは国の法律で許可されている場合は14歳）未満の者もしくは国で定めた最低就労可能年齢に満たない者のいずれか低い年齢の者の雇用
- 体罰およびその他精神的または肉体的懲戒処分の実施
- 性的およびその他による労働者への違法な嫌がらせの容認
- 人種、信条、肌の色、宗教、性別、性同一性、性的指向、年齢、民族的背景、国籍、市民権、障害、配偶者、パートナーもしくは家族の状況、退役軍人／兵役資格、家庭内暴力犠牲者、または法律で保護されているその他の特性に基づく差別

労働および雇用

レブロンは、当社の第三者パートナーに対し、労働および雇用に関するすべての適用法の順守を要求します。レブロンは、以下を実践している第三者パートナーとのみ取引を行います。

- 法律上の最低賃金の支払い、現地の法律および一般的慣行に則った残業に対する報酬と給付の提供
- 現地法に則った労働時間の採用
- 事業を展開する法域において適用される移民法および規制を順守し、関連する場所で効力のある労働許可を持つ労働者のみを雇用している
- 職場や会社が提供する住居における化学的、生物的、または物理的な危険への過度な暴露および身体的に過酷な労働から労働者を保護することを含むがそれらに限定されない、安全で健全な労働環境の提供
- 法律に従った結社の自由の尊重、組合をつくることおよび団体交渉を行う法律上の権利の承認および保護
- 従業員の募集、採用、配置、選択、研修、人材開発、昇進、異動、降格、懲罰、報酬および解雇に関連して均等な雇用機会を確保するという目標の推進

安全衛生

レブロンは、レブロンとの第三者パートナーに対し、その従業員、請負業者、またはその他の労働者の安全かつ清潔で衛生的な労働条件を確保することを要求します。提供される居住用住宅などの貴社の施設は、最低でも、適用されるすべての安全衛生関連法および規則に準拠する必要があります。

秘密情報／専有情報およびプライバシー

貴社にはレブロンとの第三者パートナーとして、レブロンとの取引上の関係によりアクセスが可能となるレブロンとの秘密情報、専有情報、企業秘密、およびその他あらゆる社外秘のビジネス情報を保護することが求められます。貴社は、自社の目的のためにかかる情報を不適切に使用すること、または許可を得ていない個人や事業体に対しかかる情報を不当に開示す

ることを禁じられています。第三者パートナーは、レブロン[®]の社外秘のビジネス情報の意図的または意図的でない不正開示または不正使用に気付いた時点で、直ちにレブロンに通知しなければなりません。

データプライバシーおよび保護

レブロン[®]の従業員、顧客および／または消費者の個人データを閲覧、処理、加工、転送、転用または保管する第三者パートナーには、データプライバシーと保護に関してすべての適用される法律および基準、ならびにサイバーセキュリティおよびデータプライバシーと保護に関する業界のベストプラクティスを順守し、かかる情報を安全に保護するために合理的で適切なあらゆる措置を取ることが求められます。第三者パートナーは、個人情報[®]の意図的または意図的でない不正開示または不正使用に気付いた時点で、直ちにレブロンに通知しなければなりません。

規制

レブロン[®]製品を販売する、またはレブロン[®]製品を販売させる第三者パートナーには、規制、製品登録、および輸出入の要件がすべて満たされるようにするためにレブロンと共に取り組む責任があります。

品質および安全

レブロン[®]は、製品の製造、ラベリングおよび流通に適用されるすべての法律を順守して事業を行い、当社の第三者パートナーにも、レブロン[®]製品に関連して同様の取り組みを要求します。具体的には、レブロン[®]は、当社の第三者パートナーが、そのそれぞれの業界で一般的な最良の製造・流通およびプロフェッショナルなサービス慣行に従い、レブロン[®]製品（すべての構成部分を含む）の製造、包装、保管、発送、その他の取り扱いを行うことを期待します。

レブロン[®]はさらに、当社の第三者パートナーに、製品の成分および安全性に関連して適用されるすべての規則を順守することを要求します。

環境

レブロン[®]は、現地および国のすべての環境に関する法律の完全順守を要求するとともに、その第三者パートナーが環境への影響を低減し、自らの成果を向上させるための行動を取ることを期待します。

動物の人道的な扱い

レブロンは、当社の製品に関連する動物実験の使用を容認しません。法律によって義務付けられ、事前にレブロンから承認されている場合を除き、当社に供給する原材料に動物実験を実施したり、実施させたりしてはなりません。

第三者パートナーによる下請契約

レブロンが第三者パートナーに対して下請契約の許可を与えた場合、第三者パートナーは、レブロンの事業または製品に関連して採用する下請業者、ブローカー、またはエージェントがレブロン第三者行動規範を理解し、その順守と厳守に同意する旨確約させる責任を負います。第三者パートナーには、この第三者行動規範または適用法に自らの下請業者、ブローカー、またはエージェントによる違反が判明するか疑われる場合、速やかにレブロンに通報する責任があります。

コンプライアンスの実践

第三者パートナーは、倫理上およびコンプライアンス上のリスク管理に適切なリソースを割り当てることにより、レブロン第三者行動規範に記載されている概念へのコミットメントを実践するものとします。第三者パートナーは、レブロン第三者行動規範が取り上げているすべての分野におけるリスクを評価および管理するシステムを整備するものとします。第三者パートナーはトレーニングプログラムを整備し、従業員が適用法規および契約条件を順守するための倫理的な意思決定を行うことによりこれらの期待事項を満たせるよう教育するものとします。

第三者パートナーには、次のベストプラクティス(を含むがこれらに限定されない)と一致した従業員の倫理およびコンプライアンス管理システムを継続的に監視ならびに改善することが期待されます: パフォーマンス目標の設定、実行計画の実施、ならびに社内外の評価、監査、検査、およびマネジメントレビューで特定された不備に対して必要な是正措置を取ること。

コンプライアンスの監視

コンプライアンスの監視を行うにあたり、レブロンは第三者パートナーに対し、(次の項目を含むがこれらに限定されない)デューデリジェンスプロセスの実施を求めます: デューデリジェンスアンケートの実施と更新、身元調査および制裁に関するスクリーニング、定期監査への協力および/または最近実施した監査の証拠の提示、標準的監査プロトコルの使用および全項目の監査結果の記載、そして必要に応じてレブロン第三者行動規範を継続的に順守していることを示す追加情報の提供。

当社は、レブロン第三者行動規範の違反またはその疑いに関する調査が実施される場合、第三者パートナーがオープンかつ透明性を持って対応することを求めています。貴社または貴社の従業員、下請業者、ブローカー、エージェントのいずれかがレブロン第三者行動規範または適用法に違反した疑いがあれば、速やかにレブロン・コンプライアンス部門(Revlon Compliance)に報告しなければなりません。レブロンのビジネスに関与する貴社の従業員、

下請業者、ブローカーおよびエージェントがレブロン第三者行動規範を理解し、順守することを確保するのは貴社の責任です。

報告

レブロン第三者行動規範または適用法の不履行(このレブロン第三者行動規範または適用される法律に対する違反の疑いおよび／または違反の事実を速やかに報告する義務の不履行を含む)は、レブロンが、以下を含むがこれに限定されない適切な措置を取る根拠となります: 是正措置の実施、一部もしくはすべての注文またはその他継続中の取引の取り消し、不適切もしくは許可されていない手数料や経費の支払いもしくは払い戻しの拒否、および／または実行可能な法的措置もしくはその他の救済措置の実施。

レブロン第三者行動規範は、定期的に更新され、次のアドレスでオンラインにて確認できます: <https://www.revloninc.com/suppliers/code-of-conduct>。レブロン第三者行動規範に関する質問については、レブロンのコンプライアンス部門 (Revlon Compliance) にお問い合わせください。

REVLON COMPLIANCE

ヘルプラインの電話番号:

米国 - 844-718-6403
英国 - 0808 273 5251
南アフリカ - +27-872348046
中国北部 - 10-800-130-1832
中国南部 - 10-800-713-1871
メキシコ - 800 681 1874
フランス - 0 805 98 55 08
ドイツ - 0800 1815158
スペイン - 900 876 206
日本 - 0120-958-134
韓国 - 00308 491 0127
シンガポール - 800 492 2547
台湾 - 00801-49-1736
オーストラリア - 1800 879 025
ニュージーランド - 0800 369 519
アラブ首長国連邦 - 800 0321233
イタリア - 800 974 713

E メールアドレス: compliance@revlon.com

コンプライアンスヘルプラインのウェブフォーム:

